

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市の義務に属する損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎

記

1	専決年月日	令和6年7月2日
	事故等の概要	令和6年4月25日、千葉県庁立体駐車場において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故
	損害賠償額	436,100円
	相手方	成田市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し436,100円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
2	専決年月日	令和7年6月19日
	事故等の概要	令和6年度の労働保険料について、納期限を徒過したことにより、延滞金が発生したもの
	損害賠償額	1,200円
	相手方	千葉労働局
	和解の条件等	—
3	専決年月日	令和7年7月9日
	事故等の概要	令和7年6月1日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減った右前タイヤが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	13,750円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し13,750円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。

4	専決年月日	令和7年10月15日
	事故等の概要	令和7年9月21日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減った右前タイヤとホイールが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	16,177円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し16,177円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
5	専決年月日	令和7年11月12日
	事故等の概要	令和7年6月2日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減った右前後タイヤが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	6,450円
	相手方	茨城県神栖市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し6,450円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。
6	専決年月日	令和8年3月16日
	事故等の概要	令和7年11月1日、旧旭市役所跡地駐車場に設置する給水設備の蓋が自動車通過時に跳ね上がり、車体下部に衝突し破損させたもの
	損害賠償額	74,874円
	相手方	旭市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し74,874円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。

7	専決年月日	令和8年3月18日
	事故等の概要	令和8年3月4日、旭市米込地先の道路上において、走行中に路面破損箇所にて左前後のタイヤとホイールが破損した自動車物損事故
	損害賠償額	30,000円
	相手方	銚子市在住の者
	和解の条件等	市は、相手方に対し30,000円を支払う。 相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。